

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 1 0 月 5 日作成)

法令名	北海道立地域食品加工技術センター条例												
根拠条項	第 12 条第 3 項												
許認可等の種類	利用料金額の承認												
法令の定め	北海道立地域食品加工技術センター条例第 12 条第 3 項 利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。												
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者から申請された利用料金の額が条例第 12 条第 3 項の別表第 1 に定める範囲内であるか。 ・ 申請された利用料金の額が著しく不合理なものではないか。 <p>別表第 1 (第12条関係)</p> <p>1 試験、研究又は分析のための機器を利用する場合 1 台 1 時間以内50円以上14,200円以下、1 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につき4,300円以下</p> <p>2 研修室を利用する場合 1 時間につき3,190円以下</p> <p>備考 利用時間が 1 時間未満であるとき又は利用時間に 1 時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1 時間として計算するものとする。</p>												
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総 期 間</td> <td style="width: 40%;">5 日・月</td> <td style="width: 40%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総 期 間	5 日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	日・月	()
総 期 間	5 日・月	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	日・月	()											
処分担当課	経済部食関連産業局食産業振興課食品研究係 (電話番号：011-204-5226)												
申請先	経済部食関連産業局食産業振興課食品研究係 (電話番号：011-204-5226)												
問い合わせ先	経済部食関連産業局食産業振興課食品研究係 (電話番号：011-204-5226)												
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/screening_criteria.html												

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 1 0 月 5 日作成)

法令名	北海道立地域食品加工技術センター条例
根拠条項	第 14 条
許認可等の種類	手数料の減免
法令の定め	北海道立地域食品加工技術センター条例第 14 条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
審査基準	設定しない。 ・ 手数料の減免申請の実績が過去に 1 度もない。 ・ 将来的に申込みがないものと考えられる。 ・ 減免申請があった場合は、技術センターから直ちに報告を受け、道が速やかに判断し、処理する。
標準処理期間	総 期 間 5 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	経済部食関連産業局食産業振興課食品研究係 (電話番号：011-204-5226)
申請先	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター (電話番号：0157-33-4581) 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター (電話番号：0155-37-8383)
問い合わせ先	経済部食関連産業局食産業振興課食品研究係 (電話番号：011-204-5226)
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/screening_criteria.html